

平成25年11月28日の食品表示部会に向けてのコメント

平成25年11月27日
弁護士 石川直基

平成25年11月28日の食品表示部会につきましては、他の案件の日程変更が難しく欠席いたしますので、書面にてコメントします。

消費者庁において、食品を、生鮮食品、加工食品、添加物の3つに分類し、事業者を一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者、業務用食品を扱う事業者、食品関連事業者以外の販売者の3つに区分して、合計9個の区分において、それぞれの食品表示基準を策定する提案をされていることについて

1 外食に対する食品表示基準の適用について

主だったホテル、百貨店系列における飲食店において、メニューに実際の食材と異なる食材を使用しているという虚偽・誤認表示がされていたことが、現在社会問題になっています。

飲食店で設備を設けて食品を提供する場合、いわゆる外食についてどう扱うかという点を検討すべきです。

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていること（食品表示法第1条参照）は、外食の場合にも当てはまります（食品表示の目的との整合性）。

消費者庁は、外食について、景品表示法で対応するという方針ですが、景品表示法では、安全確保の視点はありません。食品表示関係法令によって対応する必要があります（安全性確保の必要性）。

また、選択の自由の確保の観点からしても、例えばJAS法の果実飲料品質表示基準（制定平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第6条では、生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語を表示してはならないとされていますが、外食産業に納品された後一般消費者に提供される際にフレッシュジュースと表示される事例が多発しています。JAS法で、選択の自由確保のために行っている食品表示ルールが、外食の段階でスポイルされるのは、JAS法の品質表示基準を一定の範囲で無意味にするもので、そのような実態を放置することの問題点を検討する必要があります（選択の自由確保の必要性）。

そもそも、現行の食品表示基準において、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年八月三十一日内閣府令第四十五号）第1条第3項では、生食用の牛肉（内臓除く）について、一般的に食肉の生食は食中毒

のリスクがある旨、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨を店舗の見やすい箇所に表示しなければならないという義務を飲食店に課している例があります。

また、加工食品品質表示基準（制定平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）第 6 条では、表示を義務づけた事項の内容と矛盾する用語、内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示等を禁止しています。これは、事業者が任意に広告目的で表示している内容に対する規制であり、広告を含む広義の表示（景品表示法における表示と同じ）に対して、一部規制をしています。

現行法上、「飲食店」と「広告を含む表示」に対して、食品表示基準が適用されている例があります（許容性）。

以上のように、食品表示の目的との整合性、安全性確保の必要性、選択の自由確保の必要性、許容性から、外食に対して食品表示基準を適用することには、特段障害はなく、むしろ必要であるとの認識を前提に検討することが重要と思います。

なお、外食メニュー問題は、直ちに検討すべき事項であり、食品表示基準の策定とは別個に、現行食品衛生法、JAS法の品質表示基準の改定によって先行して行うことを検討すべきです。

2 食品の区分について

3つの区分は、特に異論はありません。

課題は、具体的な食品群を生鮮食品と加工食品にどのように区分するかという点です。加工食品は、製造又は加工された食品とし、生鮮食品は、加工食品を除く食品という定義に沿って分類した場合、魚の刺身や、カット野菜は、加工食品となりますが、11月5日開催された食品表示部会における消費者庁の資料においては、刺身は、生鮮食品と位置づけています。加工という概念を、食品表示基準だけ変更するのは合理的ではないので、加工食品における加工から、単にカットしただけであるとか、皮をむいただけのような加工を除くといった工夫が必要と思います。

なお、外食に対する食品表示基準を考える場合、加工食品に位置づけられるかも知れませんが、別の区分にすることも考えられます。

3 事業者の区分について

外食に対する食品表示基準を考える場合は、飲食店営業者を加えて4つの区分にする必要があると思います。

なお、飲食店営業者に対する表示基準の適用は、一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者、業務用食品を扱う事業者と同一にする必要はなく、飲食店営業の実情に応じて、考えればよいと思います。

以 上